

市役所前さくら通り地区景観協議会 ニュースレター

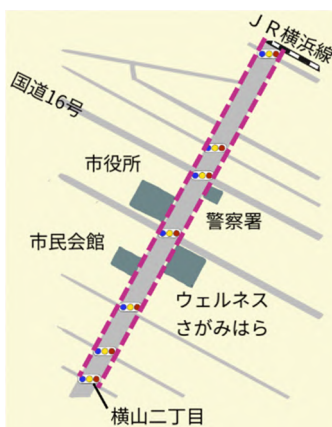
第 1 号

平成 3 1 年 1 月 1 5 日発行

景観形成重点地区の指定に向けた取り組みを始めました

相模原市では、市民・事業者の皆さんと共に、さまざまな景観資源を「まもる」「いかす・そだてる」「つくる」ことによる、魅力ある景観づくりを進めています。

このたび、中央区内でも特に親しみのある「市役所前さくら通り地区」の魅力をもっと高めるため、景観形成重点地区の指定に向けて取り組みを始め、平成 3 0 年 1 2 月 1 6 日(日)に「第 1 回市役所前さくら通り地区景観協議会」を開催しました。



市役所前さくら通り地区
横山二丁目交差点～JR横浜線(---)の沿道

第 1 回景観協議会の議題と内容

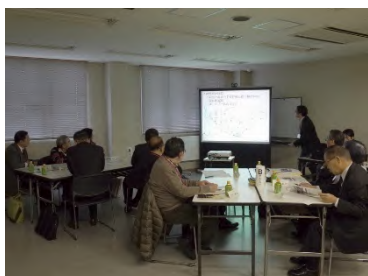
(1) 協議会の運営について

(2) 景観形成重点地区について

相模原市景観計画や、市役所前さくら通り地区に対するこれまでの取り組み、景観形成重点地区、景観協議会について、事務局から説明を行いました。

(3) 市役所前さくら通り地区の現状把握について

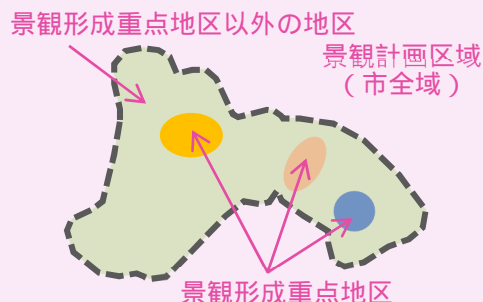
まず、市役所前さくら通り地区の景観の成り立ちや現況、そして景観づくりに取り組む意味について事務局から説明し、認識を共有しました。



その後、次回の景観協議会でまち歩きを行うにあたり、確認したい場所についてグループワーク形式で意見を出し合いました。

景観形成重点地区とは？

平成 2 2 年 3 月に策定した「相模原市景観計画」では、市全域の景観に関する方針や基準に加えて、積極的に景観形成を図る必要がある地区を「景観形成重点地区」として位置づけ、地区独自の景観のルールなどを定めることとしています。これにより、個性的な景観資源を生かしたきめ細やかな景観形成を行います。



景観形成重点地区に指定されると、建物を建てる時や外壁を塗り替えるときなどに、事前協議や届出などの手続きが必要になります。

景観形成重点地区指定に向けたスケジュール（予定）

平成 30 年	11月2日 4日	地域の皆様に向けた説明会（終了）	
平成 31 年	12月16日	景 観 協 議 会	第1回（終了）
	1月27日		第2回
	3月10日		第3回
	5月		第4回
	7月		第5回
	9月		第6回
	12月		第7回
（景観審議会・都市計画審議会等の手続き）			
平成 32 年	10月	パブリックコメント	
平成 33 年	1月	景観形成重点地区の指定	

景観協議会では、勉強会やまち歩き等を通して、次のことについて考えるとともに、ご意見を伺います。

- ・ 地区の景観資源や課題
- ・ 地区の目指す景観
- ・ 景観形成基準
（良好な景観を形成するためのルール）

協議会は、自治会や商店街、地域にお住まいの方などで構成されています。



景観協議会の構成員を募集しています！

平成30年10月15日から11月16日まで景観協議会の構成員を募集しましたが、定員に達しなかったため、引き続き構成員を募集しています。

一緒に「市役所前さくら通り地区」の景観を考えませんか？

対象者

相模原4・5・6丁目、中央2・3・6丁目、矢部1丁目、富士見1・6丁目、千代田1・2丁目、横山2丁目のいずれかに在住か在勤、もしくは土地・建物を所有している18歳以上の人

定員

8名（平成30年12月末時点で残り4名）
定員となり次第、締め切ります。

申込み方法

住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、電話番号、応募動機を書いて、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで、下記問い合わせ先へ

景観協議会に関するお知らせやニュースレターは市ホームページでもご覧になれます。



<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/sumai/keikan/1015215.html>

問い合わせ先 相模原市 都市建設局 まちづくり計画部 建築・住まい政策課（住まい・景観班）

住所 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 市役所第1別館4階

電話 042-769-9252 **ファクス** 042-757-6859

Eメール kenchikusumai@city.sagamihara.kanagawa.jp